

I 入居までの手続き

1 - 1 入居までの手続き

請け書の提出

※請け書はみなさんが東京都営住宅条例等に定められた条項を確実に履行し、これに違反しないことを誓約する書類です。請け書には、連絡先を選任し、記載していただきます。

※連絡先には、緊急の際にご連絡させていただく場合があります。万一、使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げ、連絡先を経由して名義人の方に使用料等を請求する場合があります（連絡先の方へ使用料を請求することはありません）。

※連絡先には、日本国内に住所を有する成人の方、または日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人等を選任してください。

保証金の納入

※保証金は、使用料の2か月分を納入していただきます。

保証金はその運用により、集会所などの共同施設の拡充の資金に充当しています。

住宅を返還するときは保証金は原則として還付します（預り利子はありません）。（49ページ参照）

住宅使用許可書の交付

※住宅使用許可書の交付により、使用許可日から正式に都営住宅等の入居者となり、その使用に関する一切の権利義務が生じることになります。この許可書は保証金領収書とともに大切に保管してください。

鍵の交付

※鍵の交付 手続きが完了したら、東京都住宅供給公社の受持ちの窓口センター又は出張所で、住宅使用許可書を提示し、鍵の交付を受けてください。

入居

※入居は使用許可日から15日以内になければなりません。特別にやむを得ない事情のある場合を除き、この期間を経過すると使用許可を取り消されます。

なお、入居後は必ず住民登録を行ってください。また、金融機関で使用料のお支払いを口座振替にする手続きも行ってください（手続用紙は許可書と一緒に配布します）。（39ページ参照）

入居届の提出

※入居届は、使用許可日から30日以内に、世帯員全員の続柄のわかる住民票の写しを付けて東京都住宅供給公社の受持ちの窓口センターに郵送してください。

1 - 2 入居時の注意

(1) 電気、ガス、水道、電話、インターネットの使用申込み

電気、ガス、水道、電話、インターネットは、みなさんがご自分でそれぞれの小売事業者、事業者にお申し込みください。実際に入居する数日前までに手続きされることをお勧めします。
※手続き後にやむを得ず入居を辞退する場合は、忘れずに取消の手続きをしてください。

(2) 破損、故障の報告

あき家へ入居する方は入居前の下見のときにガラスの破損その他の異常の有無を確認し、異常があればJKK東京お客さまセンターへ連絡してください。

新築住宅へ入居する方は、入居の時から2週間以内に異常の有無を確認して^{かし}瑕疵点検確認票を東京都住宅供給公社の窓口センターに提出してください。

その後、異常に気付かれた場合は、3か月以内に連絡してください。

引越しの際、ガラスを破損したりふすまを破ったり、入居から3か月経過後に破損などの届出があっても、これらはみなさんの負担となります。

なお、あき家住宅の補修は、生活上支障のないよう実施しております。住宅には、古いものもありますので、多少の汚れは、ご了承ください。

(3) 住所の表し方

○住居表示制度の行われている地域では

(例) 東京都新宿区西新宿二丁目 8番 1 __ 304

	↓	↓
町名	街区 符号	棟番号 各戸の番号
		住居番号

○住居表示制度の行われていない地域では、

(例) 東京都〇〇市〇〇町××番地
〇〇アパート〇号棟〇号

1 - 3 自治会等

(1) 自治会等への書面の提出

入居の際には、自治会長などの役員の方に「*入居のお知らせ*」(氏名・部屋番号・入居年月日などを記載した書面)を提出し、次の案内を受けてください。

- ・共用部分の光熱水費等の金額 (民間住宅の管理費にあたるもの)
- ・ゴミの出し方
- ・その他自治会等のお知らせ

(2) 自治会等の役割

東京都では、みなさんが都営住宅等で生活するにあたり、共同使用部分の管理及び入居者の共同の福祉等を実現するために自治会等が必要であると考えています。

都営住宅等は民間の集合住宅と異なり、管理費を徴収していないため、団地ごとの管理人や清掃業者などがいません。自治会等は、みなさんのために、その一端を担って活動しています。

自治会等は、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防火・防災活動など、みなさんが快適に過ごすために重要な役割を果たしています。都営住宅等に入居されるみなさんにとって、自治会活動への積極的な参加、協力が住みよい環境をつくっていくことになります。

この自治会等によって行われる活動は、みなさんが決めることとなりますが、共同使用部分の管理及び費用負担は入居者全員で行う必要があります。

みなさんが共同で使用する部分の管理は、住宅敷地、廊下、階段、集会所及びゴミ置き場などの清掃があります。

また共同で負担する費用は、街路灯・廊下灯・給水ポンプ・エレベーター等の電気料金・集会所の電気・ガス・水道料金等があります。